

令和2年5月1日より

意見書等の

受取方法が変わります。

意見書等の申請については、申込後、改めて書類を受取りに窓口までご足労いただいているところですが、この度、ご負担を少しでも軽減するため、**令和2年5月1日から**郵送によりお受取りできるよう改善を行います。

これに伴い、申込時に料金（郵送料含む）をお支払いいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。



【該当の意見書】

- 臨床調査個人票（難病）
- 小児慢性特定疾病医療意見書（小慢）
- 精神障害者保健福祉手帳用診断書（自立支援）
- 精神通院医療用診断書（自立支援）
- 肝炎治療診断書
- アフターケア用診断書（労災）

☆お申し込みの際は受給者証を必ずお持ちください☆